

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協議番号	49
------	----

協定項目番号	25-4	協定項目名	生活環境事業の取扱いについて
--------	------	-------	----------------

調整方針	1. ごみ処理については、資源循環型社会の構築を目指し、これまでの地域の取り組みを生かしながら、町民、事業者、町の協働により、積極的にごみの減量化、資源化を推進する。ごみの収集区域および体制は、現行どおり新町に引き継ぎ、収集日および収集品目等については、合併時までに調整する。 2. 生ごみ処理機購入補助事業については、1基30,000円を限度とする。 3. 資源回収については、合併時までに調整する。 4. 指定ごみ袋（可燃ごみ袋）代については、現行どおり新町に引き継ぐ。 5. し尿処理および浄化槽汚泥処理業務については、現行どおりとする。 6. 生活排水対策については、下水道による普及啓発に努めるとともに、下水道整備対象外区域にあっては合併処理浄化槽で対応することとする。合併処理浄化槽設置整備事業補助制度については、現行どおりとする。 7. 斎場および墓地については、現行どおりとする。 8. 公害防止協定については、新町に拡大し、不法投棄監視員については、合併時までに調整する。公害測定・調査については、新町に拡大する。 9. 環境啓発事業については、合併時までに調整する。 10. 環境施策に係る諸計画については、新町において調整し、新たに策定する。 11. 狂犬病予防事業については、現行どおり新町に引き継ぐ。 12. 犬死体処理補助事業については、新町に拡大する。 13. 各集落の公共施設等の雑草類等については、業者委託で処分するよう新町に引き継ぐ。 14. 上水道事業については、現行どおりとする。		
秦荘町および愛知川町の現況			調整の具体的な内容
項 目	秦荘町	愛知川町	
	別紙のとおり		

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	2 5 - 4	協定項目名	生活環境事業の取扱いについて
--------	---------	-------	----------------

秦荘町および愛知川町の現況					調整の具体的な内容				
項 目	秦荘町			愛知川町					
1.ごみ処理 体系	可 燃 ご み	収 集 区 域	町内全域		可 燃 ご み	収 集 区 域	町内全域		ごみ処理については、資源循環型社会の構築を目指し、これまでの地域の取り組みを生かしながら、町民、事業者、町の協働により、積極的にごみの減量化、資源化を推進する。 ごみの収集区域および体制は、現行どおり新町に引き継ぎ、収集日および収集品目等については、合併時まで調整する。
		収 集 体 制	民間委託（１業者）			収 集 体 制	民間委託（１業者）		
		収 集 方 法 お よ び 回 数	週 1 回 ステーション方式（６～９月は週 2 回）			収 集 方 法 お よ び 回 数	週 1 回 ステーション方式（6～9月は週 2 回）		
		処 理 施 設	リバースセンター 22 t／日 ゴミ固形燃料化施設			処 理 施 設	リバースセンター 22 t／日 ゴミ固形燃料化施設		
		最 終 処 分	湖東広域衛生管理組合が民間委託			最 終 処 分	湖東広域衛生管理組合が民間委託		
	不 燃 ご み	収 集 区 域	町内全域		不 燃 ご み	収 集 区 域	町内全域		
		収 集 体 制	民間委託（１業者）			収 集 体 制	民間委託（１業者）		
		収 集 方 法 お よ び 回 数	月 1 回 ステーション方式			収 集 方 法 お よ び 回 数	月 1 回 ステーション方式		
		処 理 施 設	該当なし			処 理 施 設	該当なし		
		最 終 処 分	愛知郡広域行政組合が民間委託			最 終 処 分	愛知郡広域行政組合が民間委託		
	粗 大 ご み	収 集 区 域	町内全域		粗 大 ご み	収 集 区 域	町内全域		
		収 集 体 制	民間委託（１業者）			収 集 体 制	民間委託（１業者）		
		収 集 方 法 お よ び 回 数	各集落年 1 ～ 2 回 集積所方式			収 集 方 法 お よ び 回 数	各集落年 3 回 集積所方式		
		処 理 施 設	該当なし			処 理 施 設	該当なし		
		最 終 処 分	民間委託			最 終 処 分	民間委託		
	資 源 ご み （ か ん ）	収 集 区 域	町内全域		資 源 ご み （ か ん ）	収 集 区 域	町内全域		
		収 集 体 制	民間委託（１業者）			収 集 体 制	民間委託（１業者）		
		収 集 方 法 お よ び 回 数	月 1 回 ステーション方式			収 集 方 法 お よ び 回 数	月 1 回 ステーション方式		
		処 理 施 設	該当なし			処 理 施 設	該当なし		
		再 生 処 理	民間委託（民間業者による再利用、資源化）			再 生 処 理	民間委託 （民間業者による再利用、資源化）		

ごみ処理については、資源循環型社会の構築を目指し、これまでの地域の取り組みを生かしながら、町民、事業者、町の協働により、積極的にごみの減量化、資源化を推進する。

ごみの収集区域および体制は、現行どおり新町に引き継ぎ、収集日および収集品目等については、合併時まで調整する。

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	2 5 - 4	協定項目名	生活環境事業の取扱いについて
--------	---------	-------	----------------

秦荘町および愛知川町の現況							調整の具体的な内容	
項 目	秦荘町			愛知川町				
	資源ごみ (びん)	収 集 区 域	町内全域		資源ごみ (びん)	収 集 区 域	町内全域	
		収 集 体 制	民間委託 (1 業者)			収 集 体 制	民間委託 (1 業者)	
		収 集 方 法 および回数	月 1 回 ステーション方式			収 集 方 法 および回数	月 1 回 ステーション方式	
		処 理 施 設	該当なし			処 理 施 設	該当なし	
		再 生 処 理	民間委託 (民間業者による再利用、資源化)			再 生 処 理	民間委託 (民間業者による再利用、資源化)	
	資源ごみ (ペットボトル)	収 集 区 域	町内全域		資源ごみ (ペットボトル)	収 集 区 域	町内全域	
		収 集 体 制	シルバー人材センター			収 集 体 制	民間委託 (2 業者)	
		収 集 方 法 および回数	月 1 回 ステーション方式			収 集 方 法 および回数	月 1 回 ステーション方式	
		処 理 施 設	該当なし			処 理 施 設	該当なし	
		再 生 処 理	愛知郡広域行政組合が民間委託			再 生 処 理	愛知郡広域行政組合が民間委託	
	資源ごみ (古紙、古布類)	収 集 区 域	町内全域		資源ごみ (古紙、古布類)	収 集 区 域	町内全域	
		収 集 体 制	民間委託 (1 業者)			収 集 体 制	民間委託 (1 業者)	
		収 集 方 法 および回数	年 3 回 町指定場所集積方式			収 集 方 法 および回数	年 2 回 町指定場所集積方式	
		処 理 施 設	該当なし			処 理 施 設	該当なし	
		再 生 処 理	民間委託 (民間業者による再利用、資源化)			再 生 処 理	民間委託 (民間業者による再利用、資源化)	
	有 害 ご み (乾電池)	収 集 区 域	町内全域		有 害 ご み (乾電池)	収 集 区 域	町内全域	
		収 集 体 制	民間委託 (1 業者)			収 集 体 制	直営	
		収 集 方 法 および回数	拠点回収 (役場・公民館：月 1 回、その他学校 教育施設等：2 ヶ月に 1 回)			収 集 方 法 および回数	拠点回収随時 (各庁舎、公民館で回収)	
		処 理 施 設	リバースセンターで一時ストック			処 理 施 設	リバースセンターで一時ストック	
		再 生 処 理	民間委託 (民間業者による再利用・資源化)			再 生 処 理	民間委託 (民間業者による再利用、資源化)	
資源ごみ (廃食油) ……回収なし				資源ごみ (廃食油) ……年 2 回収 (町内全域、直営)				年 2 回収とする。

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	2 5 - 4	協定項目名	生活環境事業の取扱いについて
--------	---------	-------	----------------

秦荘町および愛知川町の現況			調整の具体的な内容
項 目	秦荘町	愛知川町	
2.生ごみ処理機購入補助事業	○家庭用生ごみ処理機購入に対する補助制度 1基 25,000 円	○家庭用生ごみ処理機購入に対する補助制度 1基 30,000 円	1基30,000円を限度とする。
3.資源回収	○行政回収	○行政回収およびPTAによる団体回収（奨励金制度あり）	合併時まで調整する。
4.指定ごみ袋	○指定ごみ袋（可燃ごみ袋） 家庭系 10枚 200円 事業系 10枚 300円	○指定ごみ袋（可燃ごみ袋） 家庭系 10枚 200円 家庭系（小）10枚 100円 事業系 10枚 300円	現行どおり新町に引き継ぐ。 家庭系（小）については、新町に拡大する。
5.し尿・浄化槽汚泥処理	○湖東広域衛生管理組合により処理	○湖東広域衛生管理組合により処理	現行どおりとする。
6.生活排水対策	○合併処理浄化槽設置整備事業補助制度 補助率：国1／3 県1／3 町1／3	○合併処理浄化槽設置整備事業補助制度 補助率：国1／3 県1／3 町1／3	下水道による普及啓発に努めるとともに、下水道整備対象外区域にあっては合併処理浄化槽で対応することとする。 合併処理浄化槽設置整備事業補助制度については、現行どおりとする。
7.斎場・墓地	○斎場 愛知郡広域行政組合（愛知郡広域斎場） ○墓地 集落管理	○斎場 愛知郡広域行政組合（愛知郡広域斎場） ○墓地 集落管理	現行どおりとする。
8.公害防止対策	○公害防止協定の締結：締結なし	○公害防止協定の締結：21事業所	新町に拡大する。
	○不法投棄監視員： 各自治会 28集落 28名	○不法投棄監視員：6名	合併時まで調整する。
	○公害等の測定調査実施 該当なし	○公害等の測定調査実施 ・河川・工場水質調査：河川・7ヶ所 工場11ヶ所（2回） ・地下水調査：一般家庭 20ヶ所 ・ダイオキシン調査：土壌 7ヶ所 水質 7ヶ所	新町に拡大する。

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	2 5 - 4	協定項目名	生活環境事業の取扱いについて
--------	---------	-------	----------------

秦荘町および愛知川町の現況			調整の具体的な内容
項 目	秦荘町	愛知川町	
9.環境啓発	○環境フェスタ ○えちさわやか作戦 ○みな川クリーン作戦 ○ごみゼロの日キャンペーン	○愛の郷フェスティバル・文化祭 ○ごみゼロの日キャンペーン等の一環として町内清掃を実施	合併時まで調整する。
10.環境施策に係る計画	○一般廃棄物処理基本計画 ○生活排水対策推進計画 ○一般廃棄物（し尿）合理化計画	○一般廃棄物処理基本計画 ○生活排水対策推進計画 ○一般廃棄物（し尿）合理化計画	新町において調整し、新たに策定する。
11.狂犬病予防事業	○獣医師会への委託により集合注射を実施 ・費用 注射料 2, 6 5 0 円 注射済票交付手数料 5 5 0 円 登録手数料 3, 0 0 0 円 ・会場 1 次注射：中央公民館、総合センター、保健センター 2 次注射：保健センター	○獣医師会への委託により集合注射を実施 ・費用 注射料 2, 6 5 0 円 注射済票交付手数料 5 5 0 円 登録手数料 3, 0 0 0 円 ・会場 1 次注射：保健センター、豊国運動公園 2 次注射：保健センター	現行どおり新町に引き継ぐ。
12.犬死体処理	○道路等における犬猫の死体処理については町職員により埋葬	○道路等における犬猫の死体処理については町職員により埋葬	現行どおり新町に引き継ぐ。
	○犬の死体処理にかかる補助制度なし	○犬の死体処理にかかる補助制度 死体処理（火葬）に係る経費の 2 分の 1 限度額 15,000 円	新町に拡大する。
13.雑草類等の除去	○各集落の公共施設等の雑草類等 ・集落で処分 ○河川愛護作業は関係集落に委託	○各集落の公共施設等の雑草類等 ・業者委託で処分 2 ｾ車 1 台 15,000 円 軽トラック 1 台 7,500 円 ○河川愛護作業は関係集落に委託	各集落の公共施設等の雑草類等については、業者委託で処分するよう新町に引き継ぐ。
14.上水道事業	○愛知郡広域行政組合で実施	○愛知郡広域行政組合で実施	現行どおりとする。